

与謝野町立山田保育所 運営規程

(趣旨)

第1条 この運営規程は、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年与謝野町条例第19号）に基づき、与謝野町立山田保育所（以下「当園」という。）の運営に関する重要事項その他必要な項目を定めるものとする。

(施設の目的)

第2条 当園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園に入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 0歳児から5歳児までの異年齢集団の中で生活や遊びを通して、直接的で具体的な体験を積み重ね、人とかかわる力や思考力、感性や表現力などを育み、人間として、生きていくための基礎を培うことを大切にする。

(提供する保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令等を遵守し、「保育所保育指針」に基づき、園児が充実した生活を展開できるよう全体的な計画を作成して保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が保育を提供するに当たり、職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

なお、員数については、適正に保育ができる員数とする。

(1) 所長

所長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 所長補佐

所長補佐は、所長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

(3) 主任保育士

主任保育士は、園児の保育をつかさどり、並びに保育士その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(4) 保育士

保育士は、園児の保育をつかさどる。

(5) 調理員

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する指導等を行う。

(保育を行う日)

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日 1月2日及び1月3日

(3) 年末休日 12月29日から12月31日

3 当園は、保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ園児の保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日又は日曜日に保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、保育の提供を行わないことがある。

(保育の提供を行う時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間は、午前8時00分から午後6時30分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。
ただし、午前7時30分から午前8時までは早朝保育とする。早朝保育は届け出が必要となる。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間は、午前8時00分から午後4時00分までの範囲内で、園児の保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園の保育等の提供に係る利用者負担額は、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成27年3月16日条例第14号）及び与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例施行規則（平成27年3月16日規則第10号）の規定に基づき徴収する。

2 前項のほか、当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるものについては別途徴収できるものとする。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2号・3号	6人	12人	15人	19人	19人	19人	90人

(選考基準)

第10条 当園への入園について優先的に選考される子どもは、与謝野町保育の利用調整の基準に関する要綱のとおりとする。

(利用の開始及び終了)

第11条 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用を希望する保護者に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 当園は、以下の場合には、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 小学校に就学したとき
- (2) 法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 上記のほか、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、保育の提供を行っている園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者に連絡をし、園医又は園児の主治医等へ連絡をとるなど必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を作成し、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずる。